

農業経営高度化支援事業に係る事業者選定事業に関する

企画提案募集要領

この業務は、「農業経営高度化支援事業に係る事業者選定事業」に係る事業（以下「本事業」という。）を委託するにあたり、事業の企画提案を広く募集し、受託予定者を選定するために必要な事項を定めたものです。

1 委託事業の概要・目的

農地中間管理機構関連農地整備事業採択を受けた七ヶ宿東部地区と七ヶ宿西部地区について、担い手として選定された「農事組合法人ライスファーム七ヶ宿」と「農事組合法人千年塾」、「株式会社ゆのはら農産」へ収益性向上を農地整備事業完了後5年以内に販売額向上率20%以上へ資する営農展開等の推進を図るため、意向調査活動や作物別反収・単価等の調査、関係機関との調査や調整活動の支援を行い、持続性の高い農村社会づくりを目指すことを目的に実施する事業の事業者を選定する事業である。

2 選定内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 業 業 名 | 農業経営高度化支援事業に係る事業者選定事業 |
| (2) 事 業 内 容 | 別紙「仕様書」のとおり |
| (3) 選定後の契約期間 | 契約締結の日から令和2年3月13日まで |
| (4) 事 業 限 度 額 | 金746,900円／対象事業所（消費税を含む）
※税率は10%で試算するものとする |
| (5) 対 象 事 業 体 | 1) 農事組合法人ライスファーム七ヶ宿（水稻中心）
2) 農事組合法人千年塾（水稻中心）
3) 株式会社ゆのはら農産（そば中心） ※計3事業体 |

3 スケジュール（予定を含む）

- | | |
|--------------|-------------------|
| 令和元年7月16日（火） | 公募開始 |
| 令和元年7月24日（水） | 申込書類提出締切（午後5時まで） |
| 令和元年7月25日（木） | 選定結果通知発送 |
| 令和元年7月31日（水） | 提案書類提出締切（午後5時まで） |
| 令和元年8月2日（金） | 選定委員会（プレゼンテーション） |
| 令和元年8月上旬 | 選定者と契約締結・事業着手（予定） |
| 令和2年3月13日（金） | 事業完了 |

※質問については随時受付し、個別に回答するものとする

4 申込書の提出及び募集資格

- (1) 様式1に必要添付書類を添え、令和元年7月24日まで1部、提出すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者）でないこと。
- (3) 国税及び地方税を完納している者。
- (4) 測量・建設コンサルタント等業務に申請する者及び物品・役務等に申請する者で営業に関し許可・登録等を必要とする業種について申請する者は、申請業種に関する関係法令に基づく許可・登録を受けていること。
- (5) セブチ宿町暴力団排除条例（平成24年12月10日条例第31号）第2条第4号に規定する者でないこと

5 選定結果通知の発送

選定結果通知は、前日までに提出された申込書類等を確認し、本要領4を踏まえながら、選定するものとする。なお、通知には対象事業体における直近の決算状況や農地整備事業における事業計画書（抜粋）等を添付するので、企画提案書に反映するものとする。

6 企画提案書の作成提出方法

企画提案書は、農業経営高度化支援事業に係る事業者選定事業仕様書（以下「仕様書」という。）及び本要領4及び7を踏まえながら、次の項目に留意して作成願います。

なお、企画提案にあたって、企画提案者が、業務内容に付加を行うことは差し支えありません。

(1) 提出（作成）書類

体裁は、A4版とします。

- ①応募申込書（様式2）：正本1部、写し4部
- ②企画提案書（様式3）：正本1部、写し4部
- ③見積金額提案書（様式4）：正本1部、写し4部

(2) 留意事項

- ①応募は1者1提案とします。
- ②応募書類の提出に際しては、正本1部、写し4部を提出してください。
- ③提出後における書類の差し替えは認めません。
（町が補正等を求める場合を除く）
- ⑤応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- ⑥提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとなります。
- ⑦この企画提案に係る費用は、すべて企画提案者の負担となります。

(3) 応募書類の返却

提出された書類等は原則として返却しませんのでご了承ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 質問事項等の受付

当該企画提案募集に関する質問は随時受付ます。なお、受付期限は次のとおりです

①受付期限：令和元年7月24日（水）午後5時まで

②受付方法 任意様式を用いて、FAXのみにより受け付けます。なお、電話・訪問などによる照会・質問は受け付けません。

FAX：0224-37-2577

③回答方法 質問及び回答事項を随時取りまとめのうえ、「七ヶ宿町ホームページ」のお知らせに掲載します。

(5) 提出先

〒989-0592 宮城県刈田郡七ヶ宿町字関126

七ヶ宿町役場 農林建設課 宛

TEL：0224-37-2113

FAX：0224-37-2577

(6) 提出期限

提出期限は次のとおりとする。

令和元年7月31日（水） 午後5時必着（郵送あるいは持参）

7 企画提案書の審査

(1) 企画提案選定委員会により、6の(5)の審査基準に基づき、提出された企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を行います。

(2) 企画提案者によるプレゼンテーション

①プレゼンテーションへの出席者は、1事業者当たり3名以内とします。

②1事業者当たりの持ち時間は質疑応答を含めて30分以内とし、後日連絡する時間割により行います。

③プレゼンテーションは、企画提案書（様式3）を説明するため、パワーポイント等を使用した資料を別に作成し、出力したものを当日4部持参することも可能とします。

(3) プレゼンテーションに出席しない事業者の企画提案は無効とします。

(4) 審査の結果、最も優れた企画提案のあった事業者が業務を適切に実施できると判断される場合は委託候補者としますが、業務を適切に実施できないと判断される場合は、再度、企画提案を募集するものとします。また、企画提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できないと判断される

場合は、再度、企画提案を募集するものとします。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(5) 審査基準

審査項目	審査の視点
(1) 基本事項	事業の目的を正しく認識し、意欲的に取り組む考え方が示されているか。
(2) 業務のスケジュール	スケジュールが明確かつ適正で、業務が適切に実施できるか。
(3) 実施計画	法人の状況を十分に理解し、法人への適切な提案がなされているか。
(4) 金額(見積価格)	事業の内容に見合った適正な経費となっているか。
(5) 総合評価	企画提案書を総合的に判断してどうか

(6) 審査結果は、プレゼンテーション全参加者に通知します。

8 契約手続きについて

- (1) 審査会で選定された事業者に当該業務を委託することとします。
- (2) 選定された事業者と町は、企画提案の内容をもとにして、事業の運営、仕様、工程、実施体制等について詳細を協議し、契約金額を確定した後に契約の手続きを行います。